

令和 7 年 1 1 月

第 5 回

横 手 市 議 会
臨 時 会 議 案

令和7年第5回横手市議会11月臨時会議案一覧表

- | | | | | | |
|-----|---------|-----------------------------------|-------|---|---|
| (1) | 報告第23号 | 専決処分の報告について | 1 | ～ | 2 |
| (2) | 議案第103号 | 横手市大森浄化センターの健全性に関する
第三者委員会設置条例 | 3 | ～ | 7 |
| (3) | 議案第104号 | 令和7年度横手市下水道事業会計補正予
算(第1号) | 予算書の頁 | | |

報告第 2 3 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 1 1 月 4 日提出

横手市長 高 橋 大

専決第16号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年10月21日専決

横手市長 高 橋 大

- 1 事故発生日時 令和7年6月26日（木）午前10時45分頃
- 2 事故発生場所 横手市内
- 3 相 手 方
- 4 事 故 の 概 要
- 5 損 害 賠 償 額 295,619円

議案第 1 0 3 号

横手市大森浄化センターの健全性に関する第三者委員会設置条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 1 月 4 日 提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

横手市大森浄化センターの健全性に関する第三者委員会を設置するため、条例を制定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市大森浄化センターの健全性に関する第三者委員会設置条例

(設置)

第1条 横手市大森浄化センター建設事業において発覚した水槽工事の施工不良（次条において「水槽工事の施工不良」という。）に対する措置について、当該措置の客観的かつ公正な検証及びその検証を踏まえた適切な施設の管理運営方針を定めるため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、横手市大森浄化センターの健全性に関する第三者委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 水槽工事の施工不良を受けて実施した補修工事等の検証
- (2) 前号の検証を踏まえた横手市大森浄化センターの施工品質の確認
- (3) 前号の確認を踏まえた適切な施設の管理運営方針
- (4) 前3号に掲げるもののほか委員会が必要と認めた事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 汚水処理施設に関し、知見を有する者

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認めた者

3 委員の任期は、第2条に規定する事項を終える日までの間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、原則として公開しない。

5 議長が必要と認めたときは、関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の開催方法の特例)

第6条 委員長は、必要と認めたときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）を活用した会議を開き、当該会議を招集する場所以外の場所から委員を当該会議に参加させることができる。

2 前項の規定により開く会議においてオンラインによる方法で参加を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 前項の規定による許可を得て会議に参加する委員の、この条例の適用については、当該会議に出席しているものとみなす。

(報告)

第7条 委員長は、管理者からの求めがあった場合には、第2条に規定する事項の状況について報告しなければならない。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬)

第9条 委員の報酬の額は、日額3万円以内において管理者の定める額とする。

2 前項の報酬の支給方法は、横手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年横手市条例第55号）の規定の例による。

(費用弁償)

第10条 委員が公務のため旅行した場合又は横手市に居住しない委員が会議等に出席した場合（オンラインによる方法で参加をする場合を除く。）は、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 前項の規定による費用弁償の支給は、横手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成17年横手市条例第59号）に規定する旅費の支給の例による。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、上下水道部下水道課において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日後最初に開かれる会議は、管理者が招集する。

令和7年度横手市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度横手市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 令和7年度横手市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条で定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
		支 出		
第1款	下水道事業費用	2,128,200千円	54,800千円	2,183,000千円
	第1項 営業費用	1,982,556千円	54,800千円	2,037,356千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第9条で定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のように改める。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	135,688千円	450千円	136,138千円

令和7年11月4日提出

横手市長 高 橋 大

下水道事業会計補正予算（第 1 号）に関する説明書

令和 7 年度 横手市下水道事業会計補正予算（第 1 号）実施計画

収益の支出

支 出 (単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1. 下水道事業費用	1. 営業費用		2,128,200	54,800	2,183,000
			1,982,556	54,800	2,037,356
		6. 総係費	143,200	54,800	198,000

令和7年度 横手市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	△ 44,937
減価償却費	1,089,349
固定資産除却費	44,113
引当金の増減額	98
長期前受金戻入額	△ 422,986
受取利息及び配当金	△ 2
支払利息	133,512
未収金の増減額	313,211
未払金の増減額	57,997
たな卸資産の増減額	△ 216
小計	1,170,139
利息及び配当金の受取額	2
利息の支払額	△ 133,512
未払（未収）消費税の増減額	△ 68,021
業務活動によるキャッシュ・フロー	968,608

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 948,792
無形固定資産の取得による支出	△ 126,844
国庫補助金等による収入	357,099
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 718,537

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,136,100
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 1,466,600
他会計からの出資による収入	385,548
財務活動によるキャッシュ・フロー	55,048
資金増減額	305,119
資金期首残高	532,061
資金期末残高	837,180

令和7年度 横手市下水道事業予定貸借対照表
(令和8年3月31日)

資 産 の 部		千円	千円	千円	千円
1	固 定 資 産				
	(1) 有形固定資産				
	イ 土 地		77,201		
	ロ 建 物	1,583,179			
	減価償却累計額	<u>△ 374,064</u>	1,209,115		
	ハ 構 築 物	39,744,657			
	減価償却累計額	<u>△ 13,097,435</u>	26,647,222		
	ニ 機 械 及 び 装 置	2,183,263			
	減価償却累計額	<u>△ 870,189</u>	1,313,074		
	ホ 車 両 運 搬 具	4,977			
	減価償却累計額	<u>△ 3,672</u>	1,305		
	ヘ 工具、器具及び備品	207,210			
	減価償却累計額	<u>△ 119,854</u>	87,356		
	ト 建 設 仮 勘 定		493,806		
	有形固定資産合計			29,829,079	
	(2) 無形固定資産				
	イ 流域下水道施設利用権		2,962,974		
	ロ 電 話 加 入 権		4,284		
	ハ ソフトウェア		<u>278</u>		
	無形固定資産合計			2,967,536	
	(3) 投資その他の資産				
	イ 投資有価証券		<u>5,940</u>		
	投資その他の資産合計			<u>5,940</u>	
	固 定 資 産 合 計				32,802,555
2	流 動 資 産				
	(1) 現 金 預 金			837,180	
	(2) 未 収 金		257,415		
	貸 倒 引 当 金		<u>△ 485</u>	256,930	
	(3) 貯 蔵 品			<u>383</u>	
	流 動 資 産 合 計				<u>1,094,493</u>
	資 産 合 計				<u><u>33,897,048</u></u>

負 債 の 部			
	千円	千円	千円
3 固 定 負 債			
(1) 企 業 債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	11,963,811		
企業債合計		11,963,811	
固定負債合計			11,963,811
4 流 動 負 債			
(1) 企 業 債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	1,155,646		
企業債合計		1,155,646	
(2) 未 払 金		138,872	
(3) 引 当 金			
イ 賞与引当金	9,512		
ロ 法定福利費引当金	1,917		
引当金合計		11,429	
(4) その他流動負債		541	
流動負債合計			1,306,488
5 繰 延 収 益			
長期前受金		19,215,576	
長期前受金収益化累計額		△ 7,423,756	
繰延収益合計			11,791,820
負 債 合 計			25,062,119
資 本 の 部			
	千円	千円	千円
6 資 本 金			8,576,839
7 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 国庫補助金等	2,923		
ロ 受益者負担金等	51,303		
資本剰余金合計		54,226	
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 減債積立金	14,506		
ロ 利益積立金	234,295		
ハ 当年度未処理欠損金	44,937		
利益剰余金合計		203,864	
剰余金合計			258,090
資 本 合 計			8,834,929
負 債 資 本 合 計			33,897,048

令和 7 年度 横手市下水道事業会計補正予算（第 1 号）説明資料

収益の支出

支 出

（単位：千円）

款 項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	説 明
1. 下水道事業費用			2,128,200	54,800	2,183,000	
1. 営業費用			1,982,556	54,800	2,037,356	
	6. 総係費		143,200	54,800	198,000	
		報酬	300	450	750	
		委託料	1,534	54,000	55,534	
		費用弁償	0	350	350	

注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的債券 償却原価法（定額法）
 - ・その他有価証券
時価のないもの 移動平均法による原価法
- 2 たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・貯蔵品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- 3 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く。）
 - ・減価償却の方法 定額法（ただし、量水器については取替法）による。
 - ・主な耐用年数

建物	10年～50年
構築物	10年～50年
機械及び装置	8年～20年
車両運搬具	4年～5年
工具、器具及び備品	5年～15年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く。）
 - ・減価償却の方法 定額法
 - ・主な耐用年数

流域下水道施設利用権	50年
ソフトウェア	5年
- 4 引当金の計上方法
 - (1) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能見込額を計上している。
 - (2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。
 - (3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。
 - (4) 退職給付引当金

職員の退職手当は、「退職手当負担に関する確認書」に基づき、下水道事業が毎年度支出する普通負担金を除き一般会計がその全部を負担することとなっているため、退職給付引当金は計上していない。

5 その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項

・消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。なお、控除対象外消費税等については、当事業年度の費用として処理している。

II. 予定貸借対照表等（当年度分）に関する注記

1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還する予定のものを含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は10,953,983千円である。

III. セグメント情報に関する注記

1 報告セグメントの概要

横手市下水道事業会計は、公共下水道事業、集落排水事業及び浄化槽市町村整備推進事業を運営しており各事業で運営方針を決定していることから、公共下水道事業、集落排水事業及び浄化槽市町村整備推進事業の3つを報告セグメントとしている。なお、各報告セグメントごとの営業収益等は以下のとおりである。

2 報告セグメントごとの営業収益等

当年度（自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日）

（単位：千円）

区 分	公共下水道事業	集落排水事業	浄化槽市町村整備推進事業	計
営 業 収 益	618,533	76,786	35,654	730,973
営 業 費 用	1,465,580	456,718	45,950	1,968,248
営 業 損 益	△ 847,047	△ 379,932	△ 10,296	△ 1,237,275
経 常 損 益	1,092	△ 49,632	4,262	△ 44,278
セグメント資産	26,313,206	7,366,350	217,492	33,897,048
セグメント負債	18,331,061	6,526,706	204,352	25,062,119
そ の 他 の 項 目				
一 般 会 計 繰 入 金	890,948	292,184	10,557	1,193,689
減 価 償 却 費	854,800	219,989	14,560	1,089,349
特 別 利 益	1	0	0	1
特 別 損 失	564	96	0	660
固定資産の増加額	356,780	762,455	0	1,119,235

IV. リース契約により使用する固定資産に関する注記

1 リース会計に係る特例措置

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

2 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	855	千円
1年超	855	千円
計	1,710	千円

V. その他の注記

- 1 賞与引当金の目的使用による取り崩しについて
当事業年度において、期末手当及び勤勉手当として29,244千円を支給するため、賞与引当金9,511千円を使用する。
- 2 法定福利費引当金の目的使用による取り崩しについて
当事業年度において、法定福利費として23,041千円を支払いするため、法定福利費引当金1,918千円を使用する。
- 3 貸倒引当金の目的使用による取り崩しについて
当事業年度において、債権の不納欠損による損失に充てるため、貸倒引当金386千円を使用する。
- 4 特定収入割合が5%超であった場合の固定資産の会計処理について
特定収入に対応する課税仕入れが固定資産の取得である場合の特定収入の仕入控除税額の調整に係る会計処理は、当該調整額を特定収入である長期前受金と相殺（圧縮記帳）する方法（取得した固定資産を消費税及び地方消費税抜額で計上）によっている。